

憲法 (配点 60 点)

【出題趣旨】

1 はじめに

本問は、令和8年2月18日に最高裁大法廷が違憲判断を示した旧警備業法欠格条項違憲訴訟を題材とした事例問題である。入試当日の時点では、判決はまだ言い渡されていないので、当然のことながら、最高裁判決それ自体の知識を問うものではなく、事案に即して適切な憲法論を組み立てることができるかどうかを試す問題である。なお、同訴訟については同年1月14日に大法廷弁論が開かれており、一審原告へのインタビューなどの報道を目にした受験者もいたのではないかと思われる。それらの情報に接したことを契機として、原判決や一審判決をリサーチするなどしていれば、解答をする上で有利となった可能性があるが、そのような姿勢は、法科大学院の志願者として肯定的に評価されるべきであり、入試の公正性を損なうものではないと判断して出題した。もっとも、残念ながら、事前に本件の事案について深く考察していることを窺わせる答案は見当たらなかった。

なお、上記最高裁判決は、「本件規定の憲法22条1項適合性の判断と憲法14条1項適合性の判断は、相互に密接に関連し、検討に当たって考慮すべき事項が共通するものであるということができる」という興味深い判断を示しているが、本問は、設問1で憲法22条1項適合性を、設問2で憲法14条1項適合性を論じるよう指定しており、設問ごとに論ずれば足りる。後述するように、設問2では、「自分と同じように軽度の知的障害がある人で警備員として働いている人はいるのに、自分が働くことができないのは納得できない」というXの発言を手がかりに比較の対象を捉えることが求められているから、上記判決が、本件規定は、「被保佐人である者と被保佐人でない者とを区別するもの」と比較対象を捉えているのとは異なった検討をすることも考えられる。

2 設問1について

設問1では、まず、本件規定が、単なる職業活動の内容及び態様に対する規制ではなく、狭義の職業選択の自由そのものに制約を課するものであって、職業の自由に対する強力な制限となることを的確に捉える必要がある。その上で、薬事法判決（最大判昭和50・4・30民集29巻4号572頁）が職業の許可制に関して示した判断枠組みが、本件規定の憲法22条1項適合性の判断にいかなる範囲で妥当するか、また、その根拠はどこにあるのかを論じることが求められる。その検討を行うに当たっては、精神上的障害により保佐開始の審判を受けたことが警備員の欠格事由となるという本件事案の「事の性質」をどのように理解し、立法裁量の広狭をどう判断するのかを考えることになる。上記訴訟において、国（一審被告・上告人）は、現代の分業社会においては主観的事情により就き得る職業に制限が生じることは必然であり、社会機能分担や社会的相互関連性を踏まえた社会経済政策全体との調整が必要になることから、立法府の広い裁量が認められるべきであると主張していた。これに対し、一審原告側は、精神上的障害を単なる資質や能力の問題としてではなく、「自己の意思や努力によっては容易に左右できない事情」と捉え、立法府の裁量は狭く解されるべきであると主張している。

このような争点について、いかなる根拠に基づいて、どのように考えるかを示し、それに基づいて適切な判断枠組み（審査基準）を定立する必要がある。なお、上記最高裁判決がどのような判断を示しているかについては各自で確認して欲しい。

このようにして、自らが定立した判断枠組み（審査基準）に基づいて、憲法 22 条 1 項適合性の有無を判断することが求められる。「警備業務の適正な実施を期待できない類型の者を警備業務から排除し、警備業務の実施の適正を図ることにより、国民の生命、身体、財産等に対する危険を防止する」という設例 1 に示された目的をどのように評価するか、精神上の障害により保佐開始の審判を受けたことを警備員の欠格事由とするという手段が必要性・合理性を欠くものでないかについて、どの程度、説得力のある議論がなされているかが評価の分かれ目である。特に、手段審査においては、保佐制度が本人の財産管理を支援・保護する制度であり、そこでの事理弁識能力の有無の判断と、警備業務を適切に行うために必要な認知・判断・意思疎通能力の有無の判断にはズレがあるのではないかという点、警備業法 3 条 7 号の個別審査によって、本件規定によらなくても立法目的は達成可能ではないかという点、X が実際に交通誘導業務を問題なく遂行できていたことや、3 条 7 号に該当しない旨の診断書を得ていたことなどの設例 2 及び 3 に示された事実をどう評価するかという点を適切に考慮することが期待されている。

3 設問 2 について

設問 2 では、憲法 14 条 1 項適合性を検討することが求められているので、まず、何と何の区別を捉えるかを適切に見極め、別異取扱いの有無を論じる必要がある。

「被保佐人である者と被保佐人でない者」との別異取扱いという捉え方も考えられるが、設例 4 に示された X の発言からは、「軽度の知的障害者のうち保佐開始の審判を受けている者とそうでない者」とを比較対象を捉えることが期待される。

その上で、憲法 14 条 1 項の「法の下での平等」の解釈に基づいて、別異取扱いが事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものか否かという平等原則の判断枠組みを提示し、それに基づいて、自らが認定した別異取扱いについて、合理的な根拠の有無を具体的に検討することが求められる。

以上